

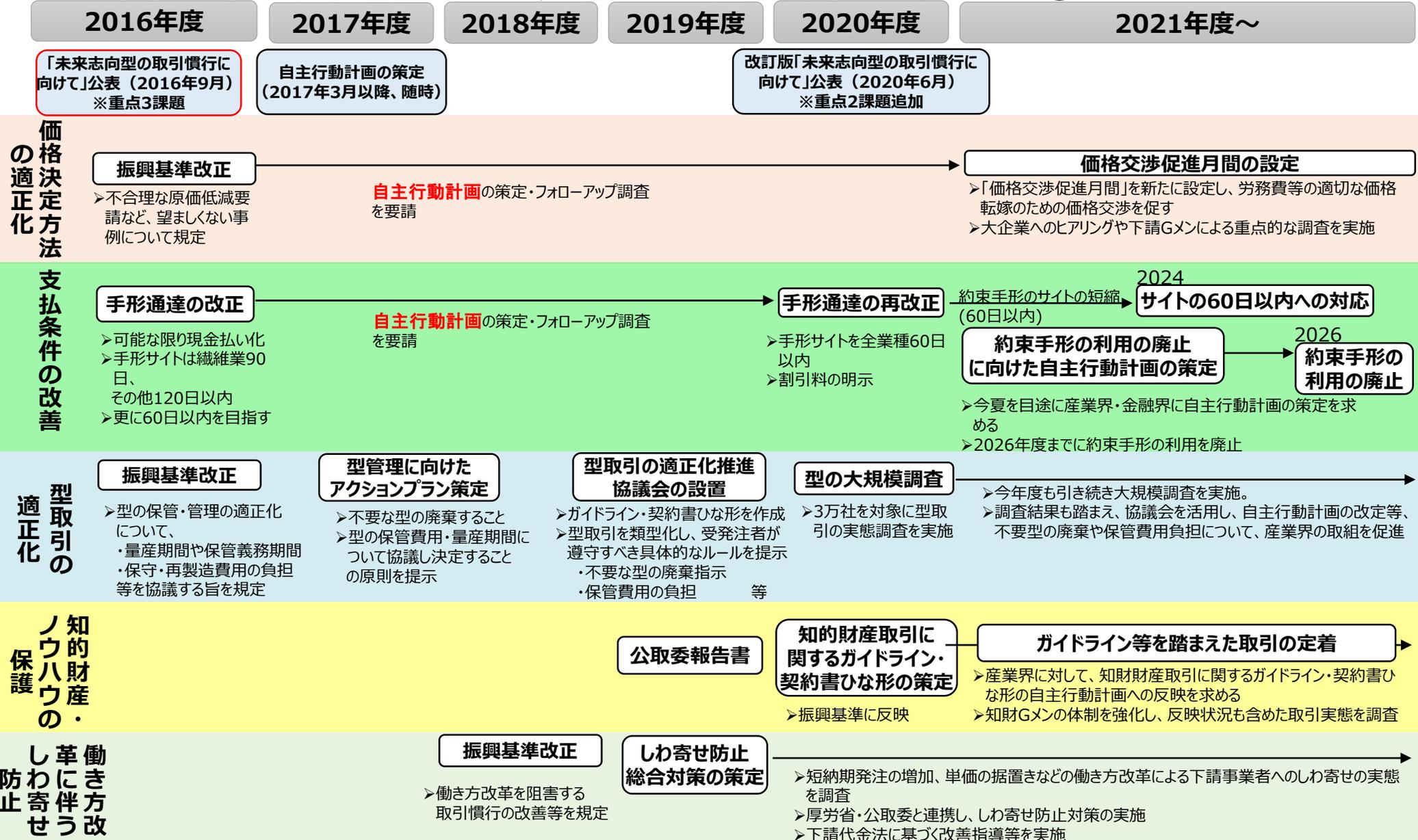


**下請等中小企業の取引条件改善
への取組について**

令和3年9月
中小企業庁

1. 「未来志向型の取引慣行に向けて」について

1-1. 中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針①



○重点5課題等の遵守に取り組むことを企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の推進

○2021年度中に宣言企業数2,000社を目指す。9月15日時点で1,453社が宣言。

1-2. 下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和3年7月時点）

- 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在17業種51団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞

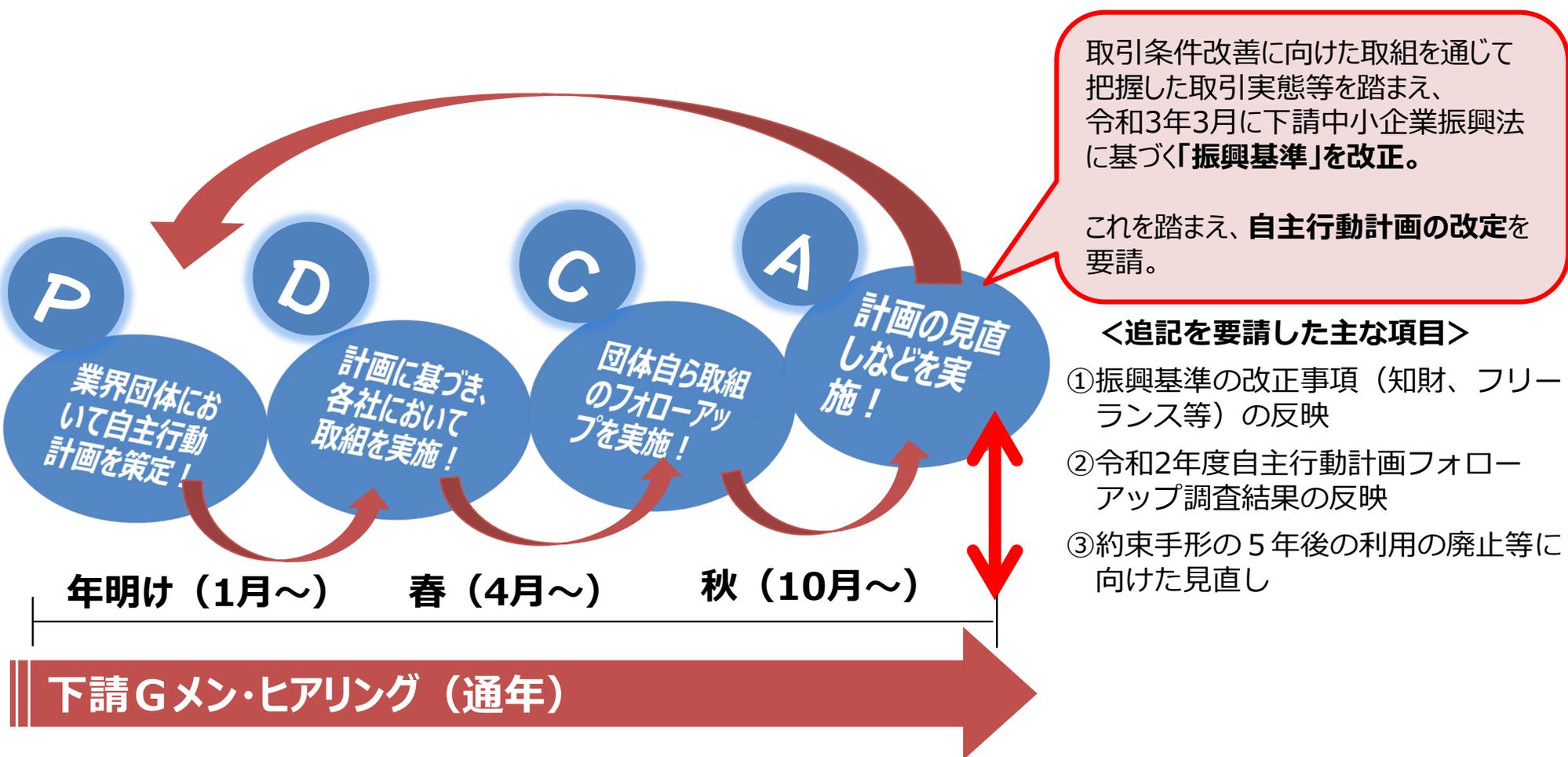
業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション制作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚げ製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

＜自主行動計画策定団体＞

業種		団体名	
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会	
素形材（9団体連名）		日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／素形材センター	
機械製造業		日本建設機械工業会 日本工作機械工業会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会	日本産業機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会	
繊維（2団体連名）		日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会	
紙・紙加工業		日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会	
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会	
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会	
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本ボランティアチェーン協会	全国スーパーマーケット協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会	
金属産業		日本電線工業会 日本アルミニウム協会	日本鉄鋼連盟 日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）		日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟	
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会	
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会	
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会	
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会	
金融業		全国銀行協会	

1-3. 更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



2. フリーランスへの対応について

2-1.フリーランスガイドラインの概要

- 独禁法、下請代金法及び労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化するためのガイドライン（フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン）を令和3年3月に、内閣官房、公取委、中企庁、厚生労働省の連名で策定・公表。

本ガイドラインにおける
フリーランスの定義

本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、
実店舗がなく雇人もいない自営業主や一人社長
であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入
を得る者。

本ガイドラインの概要

- 独禁法、下請代金法、労働関係法令との
適用関係
- フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項
- 仲介事業者が遵守すべき事項
- 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準
について整理。

- 別添としてガイドラインに基づく契約書のひな型例
を作成。

↑
中小企業庁が担当

下請振興法に基づく
「振興基準」
への反映

第8 3) フリーランスとの取引
(略) 発注時の取引条件を明確にする書面を交付しない又は交付する書面に発注時の取引条件を明確に記載しない場合には、親事業者は発注後に取引条件を一方的に変更等しやすくなり、後に、当該変更等が行われたことを明らかにすることが困難な場合も生じ得ることから、親事業者は、下請事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）」（令和3年3月26日）を踏まえた適切な取引を行うものとする。

フリーランスとして安心して働ける環境を
整備するためのガイドライン

令和3年3月26日

内閣官房
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

2-2.ガイドラインに基づく契約書のひな型例について

- フリーランスガイドラインには別添として契約書のひな型例を収録
- 発注内容、納期等、報酬の額、支払期日、支払方法、その他特記事項の6項目について記載例を提示し、各項目について具体的な記載例や注意点を記載

<別添>本ガイドラインに基づく契約書のひな型例について

契約書

甲及び乙は、甲が乙に対し、以下の業務を依頼するにあたり、次のとおり契約を締結する。

1. 発注内容 ※1

(1) **XXXXXX**
※2 知的財産権が発注内容に含まれる場合

(2) **規格・仕様**
※3
 別に資料あり ()

(3) **納入方法・納入場所** ※4
()

2. 納期等

(1) **納期** XX年XX月XX日 ※5

(2) **検査完了日** XX年XX月XX日

3. 報酬の額

・金〇〇〇円(消費税等別) ※6

※ 諸経費は、甲の負担とする。
※ 途中で終了した場合でも、実施割合・機能に相当する報酬を支払う。

4. 支払期日 ※7

一括払い
本業務の遂行が完了した月の翌末日 / XX年XX月XX日

分割払い

① 対価の___% 契約締結日の属する月の翌末日 / XX年XX月XX日

② 対価の___% XX年XX月XX日

③ 残額 本業務の遂行が完了した月の翌末日 / XX年XX月XX日

5. 支払方法

乙が指定する金融機関口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

6. その他特記事項

XXXX年XX月XX日

甲 東京都千代田区XXX1-2-3 乙 東京都千代田区XXX4-5-6
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 △△ △△

1

「1. 発注内容」
の項目については、以下の業務類型について具体例を提示

例1：製造加工
例2：原稿作成
例3：イラストの作成
例4：カメラ撮影
例5：コンサルタント
例6：絵コンテ・レイアウト・原画・動画等